

平成25年4月から

# 難病等の方が障害福祉サービス等の対象となりました

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

4月に施行された障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）では、障がい者の範囲に難病等の方が加わりました。

対象となる方は、身体障害者手帳所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

【対象者】 対象疾患による障がいをお持ちの方

【対象疾患】 治療法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって政令で定める疾患

（対象疾患一覧については、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> をご覧いただくか、住民福祉課社会福祉係までお問い合わせください）

【主なサービス内容】

- ・障がい児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具および地域生活支援事業
- ・障がい児については、障害児通所支援および障害児入所支援



障害福祉サービス利用方法など、詳しくは担当係にお問い合わせください。

## 年金だより

# 平成25年度 国民年金保険料が変わります!

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

### ◆平成25年4月からの国民年金保険料 15,040円(月額)

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます。口座振替を利用すると、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関等に行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

また口座振替には、月々50円割引される早割制度や現金納付よりも割引額が多い6ヵ月前納・1年前納もあり大変お得です。口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をお持ちのうえ、ご希望の金融機関または年金事務所、住民福祉課国保年金係へお申し出ください。



### 平成25年度 国民年金保険料 納入額早見表(現金納付・口座振替比較)

■ 平成25年度 ■	1ヵ月分		6ヵ月分		1年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付(納付書による現金納付および翌月末振替の口座振替)	15,040円	—	90,240円	—	180,480円	—
毎月振替【早割】 (当月末振替の口座振替)	14,990円	50円	89,940円	300円	179,880円	600円
6ヵ月前納(現金納付)	—	—	89,510円	730円	179,020円	1,460円
6ヵ月前納(口座振替)	—	—	89,210円	1,030円	178,420円	2,060円
1年前納(現金納付)	—	—	—	—	177,280円	3,200円
1年前納(口座振替)	—	—	—	—	176,700円	3,780円

※一部納付(一部免除)されている方の口座振替は「毎月納付(翌月末振替)」のみの利用となります。